

2010年度活動方針(案)

2010年度活動方針(案)

はじめに

一昨年来からの経済不況が国民の就労、生活に大きな打撃を与える中、昨年秋国民の期待を一身に受け民主党政権が誕生しました。50年に及ぶ自民党政権が作り上げた悪しき習慣、そして小泉政権に至り顕著な市場経済主義の追求による規制緩和と新自由主義が日本社会になくはならなかった多くのものを破壊してしまいました。国民が大きく期待した民主党政権でしたが、なかなか日本の将来に対するビジョンを示せないまま、たった9ヶ月で鳩山氏から菅氏へと首相交代という事態に陥り、膨らんだ国民の不安を和らげるどころか、失望をもたらす状況を呈しています。しかし私たちは動くべきして時代が動いたこと、確実に新しい時代の扉が開き、今その扉の前に立っていることを忘れてはいけません。

政権交代を機に、安全・安心の社会づくりを政府任せにするだけではなく、国民一人一人が責任を負い、一人一人が力を合わせ、自ら自身を守るために考え行動しなければならない時代を自覚する中、労福協は労働者の福祉向上のため何ができるのか、何をすべきなのか。その答えは、組織の枠を超え、垣根を取り払い、全労働者の視点に立ち“福祉はひとつ”から始まった労福協が生まれた原点に立ち返ることにあるのではないのでしょうか。51年目を迎える今年度は正に原点に戻って新たなスタートを切る年になります。

今労働者を取り巻く問題は労働問題だけでなく多岐に亘っています。労働福祉運動はその労働者を取り巻く労働者に係るすべての問題の解消・解決にあります。しかし、私たちが安定した生活を送るには労働をし、その対価である賃金を得る。この働くことの権利が今日本社会では保障されないという由々しき事態が発生しています。よって私たちの生活の安定には就労の確保が第一であるということを念頭に、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」を目指し、“福祉はひとつ”の原点に立ち、労働団体、労働者福祉事業団体、NPO・ボランティアなど多くの人々と連携し、またそれらをつなぐ“かすがい”役となり、相互の力を結集して、すべての働く人の拠り所「ライフサポートセンター」として、“生活あんしんネットワーク事業”を中心に地域を主体に事業を進めていきます。

この地域に福祉のセーフティーネットを張り巡らす為の“生活あんしんネットワーク事業”は、4年前より取り組んでおり、本年度は最終の第3期目を迎えます。この事業の成功の鍵は地域にあります。いかに地域のニーズを把握し、地区労福協がそれに応えていくか。県労福協はそれを全力でサポートしていきます。また、“なんでも相談ダイヤル”に寄せられる「失業による経済的困窮、多重債務、家庭の崩壊、不安定な社会保障制度による将来不安」など、相談内容を通して見えてくる今、県民の抱える問題を敏感に受け止め、その解決のために具体的な行動を起こしていきます。

“生活あんしんネットワーク事業”の更なる展開、行政からの業務委託を受託するに当たり、現在の任意団体から一般社団法人への組織変更、及び労働福祉団体としてより力強く活動を進めていくために、(財)長野県労働者福祉基金協会との統合に向け、今年度は具体的な作業を進めてまいります。

1. 活動の柱

(1) 勤労者の暮らしにかかるサポート事業の推進

- ① 勤労者をはじめ、その家族及び地域に暮らすすべての人々のための“生活あんしんネットワーク”事業を、4ブロックのモデル地区労福協を中心に、各地区労福協で具体的な活動を展開します。生活あんしんネットワーク事業の成功は地域での活動が鍵となります。県労福協は地区労福協の活動を積極的にサポートしていきます。

(2) 労働団体と福祉事業団体及び市民団体等との連携強化

- ① 県内における職域と地域の自主福祉運動の充実・発展のために、労働団体および福祉事業団体との連携を強化し、労働者福祉運動に対する社会的な役割りを果たします。
- ② 労働者福祉運動の活動領域を広げ、共通の“ミッション”に対して市民団体（NPO）等との連携、ネットワークを強め、助け合い、支え合いのぬくもりある社会の構築をめざします。

(3) 政策・制度実現に向けた取り組み

県労福協が進める福祉諸課題に関し、県及び市町村自治体との連携を図りつつ、議会内、各級議員の協力を得て、労働者福祉に関する政策・制度要求の実現をめざします。

2. 具体的な取り組み

(1) 地域のライフサポートセンターとして

“生活あんしんネットワーク事業”7つの具体的な事業を地域で展開していくことで労福協の知名度を上げ、勤労者をはじめその家族、すべての市民のよりどころとなるライフサポートセンターとなることを目指し活動していきます。

“生活あんしんネットワーク事業”は2006年度から2年を一区切りに、3期での達成を目指し取り組んでいますが、2010年度～2011年度はその最終期を迎え、4年間の取り組みを検証し、更により良い活動となるよう、特に地域での活動に重点を置き、以下具体的な内容で取り組みます。

① くらしなんでも相談事業

“労福協くらしなんでも相談ほっとダイヤル”平日相談を、県労福協からモデル4地区での実施へ拡大、モデル地区以外の地区労福協では“何でも相談会”を開催します。また、相談アドバイザーによる面談での相談対応を実施し、よりきめ細やかな相談対応を行います。

第二土曜日の専門家による相談ダイヤルも各地区地元紙への宣伝を強化し、引き続き専門的な知識による市民の問題解決を支援していきます。

ネット社会への対応として、労福協HPでの相談事例の掲載、またファクスによる相談、更にはメールによるなんでも相談の実施を検討します。

② NPO・ボランティアと連携した「あんしん街づくり機能」

広義の労働者福祉運動に取り組むため、地域の NPO・ボランティアと“共通するミッション”に対して積極的に連携・協力し、地域の活性化、あんしん街づくりに寄与します。

そのため、地域の NPO・ボランティア団体の活動を理解するため、日頃から情報交換、交流を図ります。

③ 金融・共済・住宅事業の地域展開支援

福祉事業団体の地域での事業拡大のため、組織労働者だけでなく、未組織勤労者及び市民に対する福祉事業団体の有利性を積極的に PR していきます。

◎気づきキャンペーンの展開

厳しい雇用情勢、経済事情による家計の悪化、多重債務、高金利による過払いなど、勤労者や市民の抱える問題が表面化しています。

2010年6月に改正貸金業法が完全施行されたことにより、消費者金融等を利用されている多くの勤労者に影響することが予想されます。そのような状況のなか、「多重債務で悩んでいる組合員」への多重債務者救済運動をおこなうとともに、「消費者金融等複数程度利用されている組合員」が、現在の利用状況が高金利であることを気づいていただき、高金利からの借換えを目的とした「気づきキャンペーン」の取組みを展開していきます。

具体的には、勤労者の生活防衛・生活改善を図るため、以下の内容について、地区労福協と連携しながら、「気づき」を与える取組みをおこなっていきます。

- ① 労福協新聞での気づきキャンペーン特集号の発行や県労福協ホームページのリニューアル等気づきキャンペーンの PR を強化します。
- ② 各地区労福協単位でクレサラセミナーを開催します。
- ③ 長野・佐久・松本・上伊那地区労福協を中心に「賢い家計の見直し（例）」をテーマとした講演会を開催します。
- ④ 県労福協が支援し、各事業団体と連携しながら、地区労福協単位で「何でも相談会」を暮らしサポートセンターと連携を図り開催します。
- ⑤ 地区労福協の取組み支援にあたり、各種セミナー・研修会、講演会等の講師派遣の斡旋や費用負担面においても支援をおこないます。

④ 中小労組・未組織勤労者・離職者などの支援生涯サポート事業

組織勤労者が全体の20%を下回る今、県内の未組織勤労者100万人に対する支援、サポートを具体的に進めるため、“くらしなんでも相談”“法律・税務相談”“気づきキャンペーン”“福祉事業団体の利用”など支援メニューの充実を図り、未組織勤労者の“暮らしサポートセンター”への加入を推進していきます。

また、県下全市町村が属している「勤労者サービスセンター・互助会・共済会」とのつながりを深めるため、役員としての参加や情報交換、連携を積極的に進めます。

⑤ 失業・離職者支援

金融危機以降非正規労働者の雇い止め、正社員のリストラ、高失業率の継続など、史上最悪とも言える雇用情勢の中、一人でも多くの求職者の就職をサポートするため、2009年度までに県内4か所に無料職業紹介所を設置しました。無料職業紹介所では相談員が日々の就職相談・指導を行うと共に、離職者等に対し就職支援講座や職場体験実習を行ってきました。

今年度はさらに無料職業紹介所を増設していきますが、県労福協が法人化された際には、県労福協が無料職業紹介事業の認可を受け、地区労福協すべてが無料職業紹介業務を実施できるよう、準備を進めていきます。

無料職業紹介所では引き続き求職者の支援を実施していくと共に、伸び悩む求人に対し、求人開拓にも力を入れていきます。また、失業が長引く求職者のメンタルサポートの必要性が増す中、就職だけでなく、求職者に対するトータルサポートへの対応を行っていきます。

⑥ 退職者OBと事業団体との支援、生涯取引強化

高齢化が一層進む日本社会で、退職者への生涯サポートは重要性を増しています。退職者会、OB会などと連携し、生涯生活サポート研修会の開催や、高齢者がいきいきと生活するための体育活動、娯楽活動、学習活動など各種サポートを行っていきます。

また、遺言の勧めと成年後見人制度普及の取組みなど、シニア世代の人材としての重要性や地域貢献の観点から、NPO 便利屋事業に対し、積極的に参画していきます。

⑦ 福祉事業への参加（育児・介護等）

7つの事業のうち第3期に具体的に取り組む事業となりますが、これまでの連携団体との協力をさらに広げ、福祉事業団体や福祉行政機関等の連携の“かすがい役”となり活動します。また、地域の福祉事業・活動を行っている NPO・ボランティア団体のサポートを行っていきます。

(2) 組織強化の取組み

① 県労福協と財県労働基金との統合と法人格の取得について

県労福協は2007年度の活動方針に於いて法人化への検討を掲げましたが、同じく財県労働基金は同年佐藤豊弁護士を座長とする「基金のあり方検討委員会」を設置し、翌年「県労福協の進める“生活あんしんネットワーク事業”の趣旨内容が県労働基金の目指す“県下勤労者の生涯生活をサポートする”と重なっており、基金は今後も単独で事業を行っていくのか、それとも県労福協と連携を図るのか。同種の事業を行っていくのであれば一つになって総合力で事業を展開していくことが必要」と、県労福協との統合の必要性を示す答申が出されました。これを受け2009年8月「県労福協と県労働基金の統合検討委員会」が設置され、検討が重ねられた結果、第1次報告書に於いて①統合の方法は県労福協を一般社団法人として法人化し、後に②県労働基金と統合、「一般社団法人長野県労働者福祉協議会」とする提案がなされました。

この提案に基づき、以下の日程にて法人格の取得、県労働基金との統合を進めていきます。

◎ 2010年9月頃に一般社団法人格の申請、登記を行います。(別冊定款確認)
◎ 2010年11月30日、一般社団法人として臨時総会を開催し、「県労働基金」との統合の決議を行います。
◎ 2011年4月1日「一般社団法人長野県労働者福祉協議会」を発足します。

② 地区労福協の活性化について

第47回定期総会で確認された「地区労福協活動指針」に従って、事業を計画、実施します。具体的な事業については、各地区独自の活動のほか、生活あんしんネットワーク事業に係る事業を重点に実施し、財政については、県労福協の従来への交付金に加え、生活あんしんネットワーク事業に係る支出については、別途実績に応じ県労福協より交付金を支給します。

また地区での生活あんしんネットワーク事業の積極的推進のため、要請に応じ臨時職員の採用等事務局の体制充実を図ります。

(3) 県政要求について

勤労者福祉政策をはじめ、県民の安心・安全の生活を守るため、構成団体はじめ各団体から寄せられた要求を、県労福協として県に要請していきます。特に2011年度予算編成に向けては、現在の経済不況を原因とする県民の経済的困窮に対する支援施策、雇用情勢改善に対する施策など具体的な要請を直接知事及び担当部署に提出・直接交渉を行います。なお、要請内容に関してはその実施状況を検証し、改善が見られない場合は再度要請していきます。

(4) 各種研修事業の実施について

①労働者福祉学校の開催について

今後の労働者福祉事業の展開には、「福祉はひとつ」で始まった労福協の発足の原点を学び・知る必要があり、地区労福協・構成団体の役職員はじめ、NPOや市民ボランティアなど関係者の方々にも参加をいただき、労福協の原点と地域で受け入れられる労福協活動の展開のため、例年通り労働者福祉学校を開校します。

②構成団体役員合同研修会

生活あんしんネットワーク事業の最終期の取組みの充実を目指し、構成団体との連携を深め、また福祉事業団体との共同事業を展開していくため、研修会を開催します。

③次代を担うリーダーの養成

社会情勢が大きく変わった今日、労働運動、労働福祉運動に求められるものも多様化しています。これからの労働運動、労働福祉運動をどのように展開していくべきか、これからの時代を担う若いリーダーを養成するため、県労福協は中央労福協、東部ブロックと連携し、各種研修会に若手役・職員を派遣します。

(5) 各種団体、NPOとの連携・共同について

① 反貧困・生活底上げ活動の取組み

中央労福協が生活保護問題対策全国会議とともに、生活保護基準の切り下げ防止、最低賃金の底上げなどを訴える「反貧困全国キャラバン」への参加、また長野県内でも発足した「長野県生活底上げ連絡会議」に参画し、各種イベント等に協力・参加し、反貧困、生活底上げに取り組んでいきます。

② 食の安全と消費者保護の取組み

食の安全・安心確保のため地産地消の推進や条例の制定に取り組み、多重債務、悪質商法などの消費者被害を防ぐため、消費者団体と連携し取組みを進めます。

◎消団連と共同して消費生活条例に基き、活性化基金を活用して、消費者行政の充実を図ります。

- (1) 消費生活審議会に意見を反映します。
- (2) 消費者問題ネットワーク長野の活動を推進します。
- (3) 市町村消費者行政調査や県内の消費生活センターとの懇談を行います。

◎食品の安全・安心を求める取組みを進めます。

- (1) 食の安全について学習し、消団連と共同して「食の安心・安全条例（仮称）」制定に向けて、県議会への請願署名に積極的に参加し、県の食品監視指導計画に意見を反映させるなど、リスクコミュニケーションに積極的に関与します。

◎県と共同で多重債務者対策を推進します。

- (1) 長野県暮らしサポートセンターなどが開催する、多重債務者相談会の活動を支援します。

③ 環境問題、防災への取組み

地球環境の保護のため、温暖化防止や各種エコ活動等、自然を守る取り組みに協力していきます。また防災対策、災害時の相互支援について、連合長野をはじめ労働団体・事業団体、ボランティアを含め共に連携して対応します。

④ 新しい働き方「協同労働」普及の取組み

雇用情勢が厳しさを増す中、“雇用されない働き方”協同労働が注目をあびています。国会での法制化へ向けた活動を支援し、市民が協働労働への理解を深めるため、関係団体と連携していきます。

(6) 県労福協設立50周年記念事業について

1960年11月30日に長野県労福協結成大会が開催され、以来本年11月で満50年が経過します。50周年の記念事業については2009年6月の第50回総会にて確認されました。

県労福協設立50周年に当たり、50年の歩みを振り返ると共に、向こう10年間の活動の方向性を見据え、次の通り記念事業を実施します。

① 県労福協50周年記念式典・レセプションの開催

日 時：2010年11月30日（火）13：30～

場 所：メトロポリタン長野

出席者：約150名（会費：5,000円）

表彰等：表彰・記念品

※ 臨時総会開催 13：30～14：15

※ 記念式典開催 14：30～15：15

※ レセプション 15：30～17：00

② 50周年記念誌の発行、活動紹介DVDの作成、機関紙「ながの労福協」縮刷版の作成

記念誌・・・発行部数 500部

DVD・・・作成数 500枚（約20分）

『ながの労福協』縮刷版・・・発行部数 500部

③ その他

労福協及び労福協活動への県民の理解、知名度を上げると共に、活動の中期的展望を探るため、各種活動を実施します。

- a) 労福協福祉相談窓口検索HPの作成
- b) 福祉・社会貢献活動
- c) 国内外視察研修
- d) 知名度アップ作戦
- e) 「県民暮らしのアンケート」の実施

(7) その他の取組みについて

① 勤労者体育大会の開催について

本年は野球競技でオリンピックスタジアムが確保できず、1球場を会場に実施することとなり、参加チームを削減せざるを得ませんでした。昨年同様の種目において協議を開催します。なお、2007年度「あり方検討委員会」での3年ぐらいでの見直し検討により、今年度開催後、今後の大会運営のあり方などの検討をします。

2010年度会計 予算(案)

2010年度 一般会計予算(案)

自 2010年4月1日 至 2011年3月31日

[収入の部]

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	前年度実績額	増 減	前年対比	摘 要
前 期 繰 越 高	4,956,686	2,856,556	2,856,556	2,100,130	173.5%	2009年度繰越金
会 員 会 費	48,910,000	29,370,000	29,370,000	19,540,000	166.5%	構成団体負担金(別表参照)
事 業 協 力 金	20,000,000	20,000,000	15,519,909	0	100.0%	労働基金(公益目的事業)
補 助 金	0	0	3,800,000	0	0.0%	2009年トプタカンパ
雑 収 入	200,000	200,000	648,177	0	100.0%	ダイアリー発行手数料. 預金利子 他
計	74,066,686	52,426,556	52,194,642	21,640,130	141.3%	

[支出の部]

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	前年度実績額	増 減	前年対比	摘 要
人 賃 金	12,000,000	13,600,000	12,630,384	-1,600,000	88.2%	専従者賃金
件 手 当	6,800,000	6,700,000	6,343,861	100,000	101.5%	夏季・年末等手当. 役員手当. 帰省旅費 手当. 借上社宅家賃 他
費 福 利 厚 生 費	2,900,000	2,900,000	2,583,476	0	100.0%	社会保険料・労働保険料事業主負担. 所内懇親費ほか
(小計)	21,700,000	23,200,000	21,557,721	-1,500,000	93.5%	
一 借 家 借 間 料	600,000	600,000	581,524	0	100.0%	家賃・光熱費. 清掃代
通 信 費	600,000	400,000	421,930	200,000	150.0%	電話料・郵送料 他
備 品 費	1,000,000	200,000	188,310	800,000	500.0%	PC等備品購入代
消 耗 品 費	500,000	350,000	387,277	150,000	142.9%	事務用品代
印 刷 費	400,000	300,000	315,459	100,000	133.3%	各種印刷・コピー代
調 査 資 料 費	250,000	250,000	197,068	0	100.0%	県世論調査協会会費(120,000). 新聞代 他
渉 外 費	1,000,000	400,000	490,449	600,000	250.0%	渉外関係費
雑 費	200,000	300,000	166,873	-100,000	66.7%	諸雑費. 退任役員慰労金
(小計)	4,550,000	2,800,000	2,748,890	1,750,000	162.5%	

科 目		予 算 額	前年度予算額	前年度実績額	増 減	前年対比	摘 要
車両 管理 費	自 動 車 費	500,000	0	297,315	500,000	-	車両リース代、ガソリン代
	保 険 費	200,000	0	193,010	200,000	-	リース車任意保険料
	(小 計)	700,000	0	490,325	700,000	-	
会 議 費	旅 費 交 通 費	3,000,000	2,300,000	2,374,278	700,000	130.4%	会議旅費(含 地区労福協代表の会議出席 旅費支給)
	会 議 費	1,200,000	800,000	890,160	400,000	150.0%	会議費用
	総 会 費	500,000	350,000	342,850	150,000	142.9%	定期総会諸費
	(小 計)	4,700,000	3,450,000	3,607,288	1,250,000	136.2%	
事 業 費	労 福 研 修 費	2,000,000	1,200,000	698,742	800,000	166.7%	福祉学校・研修会等会議費用
	生活サポート事業	7,000,000	0	0	7,000,000	-	相談ダイヤル、就職支援事業、他
	事業費(その他)	5,000,000	3,700,000	1,792,566	1,300,000	135.1%	各種講演会・セミナー、その他新規事業
	(小 計)	14,000,000	4,900,000	2,491,308	9,100,000	285.7%	
広 報 費	情 報 宣 伝 費	3,000,000	2,300,000	2,194,768	700,000	130.4%	ながの労福協新聞 発行費(7回) 他(カラー刷り)
	社会保険推進費	20,000	20,000	18,680	0	100.0%	現行社会保険制度の要点購入費 他
	(小 計)	3,020,000	2,320,000	2,213,448	700,000	130.2%	
組 織 強 化 費	地区労福協交付金	15,940,000	13,000,000	11,921,296	2,940,000	122.6%	地区各種セミナー・講座、勤労フェスティバル他 労金労済負担金2,540,000含む
	地域拠点整備事業	5,000,000	0	0	5,000,000	-	地区拠点整備費(事務所整備費用他)
	組 織 対 策 費	2,000,000	200,000	248,680	1,800,000	1000.0%	地区ブロック会議費他
	(小 計)	22,940,000	13,200,000	12,169,976	9,740,000	173.8%	
負 担 金	上 部 団 体 会 費	336,000	336,000	336,000	0	100.0%	中央労福協会費(216千円)・東部ブロック協 議会会費(120千円)
	消 団 連 会 費	96,000	96,000	96,000	0	100.0%	県消団連 会費
	体育大会負担金	350,000	350,000	350,000	0	100.0%	県勤労者体育大会実行委員会 団体負担金
	メーデー分担金	80,000	80,000	80,000	0	100.0%	県メーデー実行委員会 団体負担金
	その他会費・協賛金	122,000	122,000	147,000	0	100.0%	その他会費・協賛金(別表参照)
	(小 計)	984,000	984,000	1,009,000	0	100.0%	
積 立 金	退職手当積立金	0	0	0	0	-	
	海外交流積立金	100,000	100,000	100,000	0	100.0%	海外交流積立金会計 積立金
	記念行事積立金	850,000	850,000	850,000	0	100.0%	50周年記念行事積立金会計 積立金
	(小 計)	950,000	950,000	950,000	0	100.0%	
予 備 費	予 備 費	522,686	622,556	0	-99,870	84.0%	
	(小 計)	522,686	622,556	0	-99,870	84.0%	
計		74,066,686	52,426,556	47,237,956	21,640,130	141.3%	
次 期 繰 越 高		0	0	4,956,686	0	-	
総 計		74,066,686	52,426,556	52,194,642	21,640,130	141.3%	

団体別会員会費

2010年度(2010/4～2011/3)

(単位:円.%)

団体名	2010年度会費	負担割合	備考
労働金庫	31,400,000	64.2%	前年1,292万+1,700万、県地区負担金148万
全労済	8,000,000	16.4%	前年694万、県地区負担金106万
労働基金	5,560,000	11.4%	
住宅生協	2,000,000	4.1%	
生協連	300,000	0.6%	
連合長野	1,200,000	2.5%	
県労組会議	150,000	0.3%	
県労連	220,000	0.4%	
県高齢・退職者連合	50,000	0.1%	
県勤労協	30,000	0.1%	
計	48,910,000	100.0%	

【県労働基金事業協力金支出内容】

事業費	労福研修費	福祉学校開催経費、他
	生活サポート事業	相談ダイヤル関係(フリーダイヤル使用料、相談ダイヤル広告料、専門家謝礼他) 就職支援講座・セミナー開催経費、就職支援ガイドブック作成費他
	その他事業費	勤労フェスティバル経費、各種講演会・セミナー事業
組織強化費	地区労福協交付金	各種セミナー・講座・フェスティバル経費、電話料、事務所費、他

【労働金庫会費増額分支出内容】

事業費	労福研修費	各種研修会開催経費(会場費、講師謝礼、会議費、資料費、他)
	生活サポート事業	就職支援関係事業(相談員人件費・旅費交通費、携帯電話使用料、 ジョブ諏訪経費、他)
組織強化費	地区労福協交付金	地区労福協一般経費、他
	地域拠点整備事業	新設事務所賃貸費、事務所備品等整備費、他
	組織対策費	地区ブロック会議費、補充事務員人件費、他

長野県労福協創立50周年記念事業 予算（案）

収入総額	5,800,000 円
支出総額	5,800,000 円
差引残高	0

【収入の部】

単位：円

科 目	予算額	備 考
記念行事積立金	5,000,000	
会 費 収 入	750,000	@5,000×150人
雑 収 入	50,000	預金利息、他
合 計	5,800,000	

【支出の部】

単位：円

科 目	予算額	備 考
記念誌・記念DVD	2,720,000	
記念誌印刷費	2,000,000	@4000×500冊
DVD製作費	300,000	@600×500枚
機関紙印刷費	400,000	@200×500部 ※縮刷版
郵送費	20,000	
記念式典・祝賀会	1,440,000	
祝賀会費	1,300,000	宴会費他
会場費	80,000	会場費、看板代他
印刷費	30,000	パンフ
旅費交通費	20,000	来賓他
通信費	10,000	招待状送付
福祉・社会貢献活動費	850,000	
福祉アンケート調査	500,000	
福祉ボランティア活動	350,000	
宣伝活動費	700,000	ポスター、新聞広告、他
諸雑費	90,000	
合 計	5,800,000	

※記念式典・レセプション：2010年11月30日開催予定

※細部の内容については、第2回理事会（8月26日予定）で確認します。

長野県勤労者体育大会会計

2009年度 決算報告

2010年度 予算書

2009年度長野県勤労者体育大会会計決算報告書

自 2009年 1月 1日

至 2009年 12月 31日

[収入の部]

(単位:円)

科目	予算額	実績額	増減	執行率	構成比	摘要
前期繰越高	140,978	140,978	0	100.0%	7.5%	2008年度
参加金	745,000	621,000	-124,000	83.4%	33.0%	参加費(注1参照)
負担金	690,000	690,000	0	100.0%	36.7%	県労福協・労働団体(注2参照)
広告料	430,000	430,000	0	100.0%	22.8%	事業団体・企業・労組(注3参照)
雑収入	1,000	290	-710	29.0%	0.0%	行事共済返戻金・預金利子
計	2,006,978	1,882,268	-124,710	93.8%	100.0%	

[支出の部]

科目	予算額	実績額	増減	執行率	構成比	摘要
会場費	250,000	223,100	26,900	89.2%	13.1%	会場使用料(注4参照)
審判費	192,000	192,000	0	100.0%	11.3%	審判員謝礼
労務費	100,000	72,580	27,420	72.6%	4.3%	ペットボトル茶・昼食弁当代
通信費	5,000	420	4,580	8.4%	0.0%	切手代・振込手数料
賞品費	120,000	84,067	35,933	70.1%	4.9%	代杯・トロフィー代
印刷費	150,000	68,400	81,600	45.6%	4.0%	賞状・パンフ印刷、コピー代
競技用消耗品費	120,000	68,258	51,742	56.9%	4.0%	競技用消耗品代
事務用品費	5,000	2,356	2,644	47.1%	0.1%	事務用品代
運営委員会費	40,000	0	40,000	0.0%	0.0%	諸会議費・会議室使用料
旅費交通費	60,000	60,530	-530	100.9%	3.6%	地区実行委員会合同会議旅費(注5参照)他
地区交付金	900,000	900,000	0	100.0%	52.8%	地区実行委員会交付金(8地区)
保険加入費	40,000	32,500	7,500	81.3%	1.9%	行事共済保険料
雑費	5,000	0	5,000	0.0%	0.0%	諸雑費
予備費	19,978	0	19,978	0.0%	0.0%	その他費用
(小計)	2,006,978	1,704,211	302,767	84.9%	100.0%	
次期繰越高	0	178,057	-178,057			
計	2,006,978	1,882,268	124,710	93.8%		

注1) 参加金 [野球 @15,000*12チーム、バレーボール @14,000*15チーム、テニス @11,000*11チーム、バドミントン @11,000*10チーム]

注2) 負担金 [県労福協 350,000、連合長野 280,000、県労組会議 40,000、県労連 20,000]

注3) 広告料 [労働金庫 130,000、全労済 70,000、住宅生協 60,000、労働基金 50,000、生協連 20,000]
[自治労、JAM甲信、新光電気労組、S・S・Vユニオン、第一印刷(株) 各20,000]

注4) 審判費 [野球(2日間)120,000、バレーボール 50,000、テニス 10,000、バドミントン 12,000]

注5) 旅費 [地区実行委員会合同会議旅費・日当(長野市外者)](*地区労協連絡会議同時開催のため勤体会計按分負担 60,000円、一般会計按分負担 66,360円)

2010年度 勤労者体育大会会計予算書

自 2010年 1月 1日

至 2010年 12月 31日

[収入の部]

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	前年度実績額	増 減	摘 要
前期繰越高	178,057	140,978	140,978	37,079	2009年度繰越金
参加金	700,000	745,000	621,000	-45,000	参加費(注1参照)
負担金	690,000	690,000	690,000	0	県労福協・労働団体(注2参照)
広告料	430,000	430,000	430,000	0	事業団体・企業・労組(注3参照)
雑収入	1,000	1,000	290	0	預金利子他
計	1,999,057	2,006,978	1,882,268	-7,921	

[支出の部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	前年度実績額	増 減	摘 要
会場費	160,000	250,000	223,100	-90,000	会場使用料(注4参照)
審判費	192,000	192,000	192,000	0	審判員謝礼
労務費	80,000	100,000	72,580	-20,000	昼食弁当代
通信費	5,000	5,000	420	0	切手代・振込手数料
賞品費	120,000	120,000	84,067	0	代杯・トロフィー代
印刷費	150,000	150,000	68,400	0	賞状・パンフ印刷代
競技用消耗品費	120,000	120,000	68,258	0	競技用消耗品代
事務用品費	5,000	5,000	2,356	0	事務用品代
運営委員会費	40,000	40,000	0	0	諸会議費・会議室使用料
旅費交通費	70,000	60,000	60,530	10,000	地区実会合同会議旅費
地区交付金	900,000	900,000	900,000	0	地区実行委員会交付金(8地区)
保険加入費	40,000	40,000	32,500	0	行事共済保険料
雑費	5,000	5,000	0	0	諸雑費
予備費	112,057	19,978	0	92,079	その他費用
(小計)	1,999,057	2,006,978	1,704,211	-7,921	
次期繰越高	0	0	178,057	0	
計	1,999,057	2,006,978	1,882,268	-7,921	

注1) 参加金 [野球 / @15,000. ハレーボール / @14,000. テニス、バドミントン / @11,000]

注2) 負担金 [県労福協 350,000. 連合長野 280,000. 県労組会議 40,000. 県労連 20,000]

注3) 広告料 [労働金庫 130,000. 全労済 70,000. 住宅生協 60,000. 労働基金 50,000. 生協連 20,000]
[企業・団体・労組等]

注4) 審判費 [野球(2日間) 120,000. ハレーボール 50,000. テニス 10,000. バドミントン 12,000]

注5) 旅費 [地区実行委員会合同会議への長野市外からの出席者旅費・日当]

役員改選について

長野県労働者福祉協議会規約

長野県労働者福祉協議会規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所の所在地)

第 1 条 本協議会は長野県労働者福祉協議会（略称を県労福協）と称し、事務局を長野市におく。

(目 的)

第 2 条 本協議会は労働者の福祉増進に関する全般的な活動を推進することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本協議会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 社会保障および労働者福祉についての労働団体の意志統一のための連絡調整
2. 労働者が共同して闘える政策の立案と実践活動の組織化の促進
3. 協同事業団体の育成強化と運動指導
4. 協同事業団体相互の協同化の促進
5. その他労働者の福祉向上に必要とする事項

第 2 章 構 成

(構 成)

第 4 条 本協議会は日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県平和・人権・環境労働組合会議、長野県労働組合連合会、長野県労働金庫、全国労働者共済生活協同組合連合会長野県本部、長野県生活協同組合連合会、長野県労働者住宅生活協同組合、長野県労働者福祉基金協会、長野県勤労者協議会連合会、長野県高齢・退職者連合、その他本規約に賛同し、協議会の目的達成に必要と認められる団体で構成する。

(地域組織)

第 5 条 本協議会のもとに地域組織として地区労働者福祉協議会（略称を地区労福協）を設置（加盟）し、本協議会との運動の一本化をはかることとする。

(加 入)

第 6 条 本協議会に加入しようとするものは、所定の様式に必要事項を記入の上、協議会に申込むものとする。

(資格認定)

第 7 条 本協議会は前条の申込みを受けた場合は理事会において資格認定の上構成団体として名簿に登録するものとする。

(脱 退)

第 8 条 構成団体が本協議会から脱退しようとする場合は、その理由を付して協議会に届けなければならない。

第 3 章 役 員

(役 員)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

1. 理事長 1 名
2. 副理事長 若干名
3. 専務理事 1 名
4. 常務理事 1 名
5. 理 事 若干名
6. 会計監査 2 名

但し、常務理事は必要に応じ置くことができる。

(役員の仕事)

第10条 理事長は本協議会を代表し、業務を統轄する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代理する。
3. 専務理事は事務局を統轄し、協議会全般の会務を処理する。
4. 常務理事は専務理事を補佐し、協議会全般の会務を処理する。
5. 理事は本協議会の業務に参画し、業務の執行に当たる。
6. 会計監査は本協議会の会計を監査する。

(役員を選出)

第11条 役員は総会で選出する。

2. 役員選出にあたっては附則第21条による。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2カ年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは理事会で補選する。補選された役員は前任者の残任期間とする。

第 4 章 機 関

(機 関)

第13条 本協議会の機関は総会、理事会とする。

(総 会)

第14条 総会は本協議会の最高決議機関であって定期総会と臨時総会とする。

2. 定期総会は毎年1回理事会の議を経て6月理事長が招集する。
3. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき及び3分の1以上の構成団体から書面により議題を明示して要求があったとき理事長がこれを招集するものとする。
4. 総会は各構成団体より選出された代議員ならびに役員をもって構成する。この場合、委任出席は出席とみなす。

(2)総会の代議員数は40名以内とし、理事会で割り振る。

5. 総会には第5条にもとづく地区労福協より特別代議員として各1名出席する。但し、特別代議員については、総会での発言権は有するが決議権はないものとする。

(理事会)

第15条 理事会は理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び理事をもって構成し、総会において決定された事項の執行ならびに緊急事項を処理する。

(会議の成立と議決方法)

第16条 会議の議長は総会においては代議員よりその都度選出し、理事会においては理事長がこれに当たる。会議は半数以上の出席（委任状を含む）により成立し、その議事は出席者の3分の2以上で決定する。

第 5 章 会 計

(経費の分担方法)

第17条 本協議会の経費は会費、臨時負担金、補助金、寄付金並びに事業収入をもってあてる。

2. 会費は別に定める会費徴収基準にもとづき徴収する。
3. 会計の細部については別に定める。

(臨時負担金)

第18条 本協議会の事業活動維持のため特別の費用を必要とする場合は、理事会の決定により臨時負担金を徴収することができる。

(会計年度)

第19条 本協議会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 6 章 附 則

(専門部会)

第20条 本協議会は必要に応じ、専門部会を設置することができる。

(役員選出に関する事項)

第21条 役員選出にあたっては総会以前に理事会の発議で役員推薦委員会を設置することができる。

2. 推薦委員会は各構成団体より1名、及び理事会から1名の委員で構成する。委員長は委員の互選による。
3. 総会では理事会の発議により役員選考委員会を設置する。委員の選出基準及び委員長は前2項と同様とする。
4. 役員選考委員会は2項の委員長報告に基づき役員選考を行い、役員候補者は総会に報告する。
5. 役員が任期中に辞任した場合、後任役員については理事会で選出し総会に報告する。但し、任期は前任者の残任期間とする。

(規約の改正)

第22条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の同意がなければこれを変更することができない。

(規約の発効)

第23条 本規約は昭和35年11月30日よりはじまる。

2. この規約は一部改正し、昭和37年7月13日より施行する。
3. この規約は一部改正し、昭和40年6月3日より施行する。
4. この規約は一部改正し、昭和41年5月20日より施行する。
5. この規約は一部改正し、昭和48年5月24日より施行する。
6. この規約は一部改正し、昭和49年5月27日より施行する。
7. この規約は一部改正し、昭和50年6月11日より施行する。
8. この規約は一部改正し、平成2年5月26日より施行する。
9. この規約は一部改正し、平成10年5月26日より施行する。
10. この規約は一部改正し、平成11年5月25日より施行する。
11. この規約は一部改正し、平成16年5月28日より施行する。
12. この規約は一部改正し、平成17年5月27日より施行する。
13. この規約は一部改正し、平成19年5月25日より施行する。
14. この規約は一部改正し、平成20年5月23日より施行する。

第51回定期総会スローガン(案)

—— メインスローガン ——

“生活あんしんネットワーク”で

安心・共生の福祉社会をつくろう！

—— サブスローガン ——

- ◇ “福祉はひとつ” 設立の原点に戻って新たなスタートを切ろう！
- ◇ 労働団体・労働者福祉事業団体との連携をはかり、
職域・地域で共助の輪を広げよう！
- ◇ 福祉相談・就労支援の充実で、
不安のない安定した生活を応援しよう！
- ◇ 地域での労福協の存在感を高め、
住民・NPO・ボランティアの仲間の“かすがい役”になろう！
- ◇ すべての人のよりどころ“ライフサポートセンター”をめざそう！



長野県労福協ロゴマーク

県労福協構成団体

連 合 長 野	日本労働組合総連合会長野県連合会
県 労 組 会 議	長野県平和・人権・環境労働組合会議
県 労 連	長野県労働組合連合会
労 働 金 庫	長野県労働金庫
全 労 済	全国労働者共済生活協同組合連合会長野県本部
生 協 連	長野県生活協同組合連合会
住 宅 生 協	長野県労働者住宅生活協同組合
労 働 基 金	(財) 長野県労働者福祉基金協会
県 勤 労 協	長野県勤労者協議会連合会
県高齡・退職者連合	長野県高齡・退職者連合

労 福 協 の シ ン ボ ル マ ー ク

中央労福協では、1981年に労福協運動のイメージをシンボルマーク化して定着させるため全国からマークを公募し、デザイナーとの検討の結果、同年7月に労福協のシンボルマークを決定しました。

このマークは「人」という漢字をデザイン化したもので、簡潔で親しみやすさが重視され、中の輪は人と人の「和」を表わしています。

長野県労働者福祉協議会

〒 380-8710 長野県長野市立町 978-2 労済会館2F

TEL 026-232-6667

FAX 026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp